



長野県報

8月30日(月)
令和3年
(2021年)
第233号

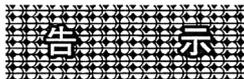
目次

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課).....	1
建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定(建築住宅課).....	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	3

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(DX推進課デジタルインフラ整備室).....	3
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	5
令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施試験地及び試験会場の変更(建築住宅課).....	5
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	6
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課).....	6



長野県告示第466号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年8月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡南木曾町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
南木曾町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第467号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年8月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上高井郡高山村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
高山村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第468号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項及び第7条の2第1項の規定により、指定確認検査機関として次のとおり指定しました。

令和3年8月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定確認検査機関の名称及び住所
一般財団法人長野県建築住宅センター
長野市大字鶴賀緑町1605番地14
- 2 指定の区分
建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条各号に掲げる区分
- 3 業務区域
長野県全域
- 4 確認検査の業務を行う事務所の所在地
長野市大字鶴賀緑町1605番地14、松本市大字島立988番地1及び上田市天神4丁目17番3号

建築住宅課

長野県大町建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年9月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年8月30日

長野県大町建設事務所長 塩野入 宗 義

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白馬美麻線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
北安曇郡白馬村大字神城字稲葉15501番の1地先から 北安曇郡白馬村大字神城字反田12013番の1地先まで	旧	m 5.3～6.2	Km 0.1110
		5.3～6.4	0.1207
同 上	新	5.3～6.2	0.1110
		5.3～6.4	0.1207
		7.5～8.3	0.1150

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

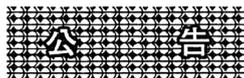
その関係図面は、告示の日から令和3年9月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年8月30日

長野県大町建設事務所長 塩野入 宗 義

- 1 路 線 名 白馬美麻線
- 2 供用を開始する区間
北安曇郡白馬村大字神城字稲葉15501番の1地先から
北安曇郡白馬村大字神城字反田12013番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和3年8月30日

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年8月30日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
インターネット回線サービス提供業務 一式
 - (2) 役務等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 履行期間
契約締結日から令和9年6月30日まで
 - (4) 履行場所
入札説明書及び仕様書によります。
 - (5) 入札方法

入札書に記載する金額は、入札説明書によります。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。